

## 障害者就業・生活支援センターの指定に係る事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）及び平成14年5月7日付通達職高発第0507004号・職発第0507003号「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（以下「通達」という。）に基づいて、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者（以下「支援対象障がい者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であって法第34条に規定する業務を行う者を障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）として、知事が指定を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (指定のための審査等)

第2条 指定を受けたい法人は、県が指定した期間に県が定める「障害者就業・生活支援センター指定に係る企画提案型選考募集要項」に基づき企画提案書を作成し、「障害者就業・生活支援センター指定法人選考審査会」によって審査を受けるものとする。

### (指定の申請)

第3条 知事は前条の審査により指定することが適当であると認められた法人に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた法人は、次の書面を添付した障害者就業・生活支援センター指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- (2) 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
- (3) 法第34条に規定する業務に関する計画書

### (指定)

第4条 法第33条の規定により、知事は、申請書の提出を受けたときは、迅速に第5条の基準に照らして審査し、適切であると判断されるものについて指定するものとする。

2 知事はセンターの指定をしたときは、様式第2号により法人に対して通知するものとする。

### (判定の基準)

第5条 知事は、申請者が、鳥取県内に住所を有する民法法人（社団法人、財団法人）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人であって、通達別紙1第6に掲げる業務に関し、次の基準のいずれにも適合すると認められる場合に指定を行う。

- (1) 職員、業務方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (2) 業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障がい者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

(指定に係る公示等)

第6条 知事は、センターを指定したときは、指定した者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を「障害者就業・生活支援センター変更届出書」(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。知事は、この届け出があったときは、当該届出に係る事項公示をしなければならない。

(事業計画書等の提出)

第7条 センターは毎事業年度、当該事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度に属する年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、「障害者就業・生活支援センター事業計画書」(様式第4号)を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 センターは、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、「障害者就業・生活支援センター事業報告書」(様式第6号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第8条 知事は、センターの適切な運営に必要な限度において、センターに対し、法第34条に定められた業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取り消し)

第9条 知事は、指定法人が法第34条に定められた業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に関し不正の行為があったとき、又は、センターに関する法の規定に違反したときは、指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、指定の取消をしたときは、様式第7号により法人に対して通知するものとする。
- 3 知事は、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成14年12月25日から施行する。

この要領は、平成22年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

障害者就業・生活支援センター指定申請書

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

代表者氏名

印

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定による指定を受けたいので、障害者就業・生活支援センターの指定等に係る事務処理要領（平成14年12月25日付労第619号鳥取県商工労働部長通知）第3条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 法人名及び住所
- 2 代表者氏名
- 3 事務所の所在地

（関係書類）

定款又は寄付行為及び登記簿謄本  
資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類  
法第34条に定められた業務に関する計画書

番  
平成 年 月 日

（法人の長）様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

障害者就業・生活支援センターの指定について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 法人名及び住所
- 2 代表者氏名
- 3 指定年月日

障害者就業・生活支援センター変更届書

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付(番号)で指定を受けた障害者就業・生活支援センターについて、次のとおり変更するので法第35条で準用する法第27条第3項の規定により届け出ます。

記

1 新

2 旧

3 変更日

平成 年 月 日

障害者就業・生活支援センター事業計画書

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

代表者氏名

印

障害者就業・生活支援センターの指定等に係る事務処理要領（平成14年12月25日付労第619号鳥取県商工労働部長通知）第7条第1項の規定により平成 年度障害者就業・生活支援センター事業計画を次のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別記様式）
- 5 その他

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

平成 年 月 日

障害者就業・生活支援センター事業計画変更承認申請書

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで提出した平成 年度障害者就業・生活支援センター事業計画を別紙のとおり変更したいので障害者就業・生活支援センターの指定等に係る事務処理要領（平成14年12月25日付労第619号鳥取県商工労働部長通知）第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更年月日

（添付資料）

変更後の事業計画書

平成 年 月 日

障害者就業・生活支援センター事業報告書

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

代表者氏名

印

障害者就業・生活支援センターの指定等に係る事務処理要領（平成14年12月25日付労第619号鳥取県商工労働部長通知）第7条第2項の規定により平成 年度障害者就業・生活支援センター事業を次のとおり報告します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支決算書（別記様式）
- 5 その他

番 号  
平成 年 月 日

（法人の長） 様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

障害者の雇用促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの指定  
の取消について

平成 年 月 日付（番号）で指定した障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に定める障害者就業・生活支援センターについては、法第35条で準用する法第32条第1項の規定により、指定を取り消したので障害者就業・生活支援センターの指定に係る事務処理要領（平成14年12月25日付労第619号鳥取県商工労働部長通知）第9条第2項の規定により通知します。

記

取り消しの理由

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	決 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
合 計		